



## 登録講習機関/登録更新講習機関向け操作マニュアル

# <登録講習機関/登録更新講習機関> 01.新規登録申請方法



# 目次

01.はじめに(登録講習機関/登録更新講習機関への登録を希望	• • • • • • • • • •	p.01-2
する皆様へ)		
02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項	• • • • • • • • •	p.01-3
03.登録講習機関/登録更新講習機関申請手続きフロー	• • • • • • • • •	p.01-4
04.新規登録申請書作成~手続き完了までの流れ	• • • • • • • • •	p.01-9
05.登録講習機関/登録更新講習機関の新規登録に必要なもの	• • • • • • • • •	p.01-10
06.新規登録申請のステップ	• • • • • • • • •	p.01-11
07.Step1:ドローン情報基盤システムにログインする	• • • • • • • • •	p.01-12
08.Step2:新規登録に進む	• • • • • • • • •	p.01-14
09.Step3:登録方法を選択する	• • • • • • • • •	p.01-16
10.Step4:本人確認を行う	• • • • • • • • •	p.01-18
11.Step5:申請者情報を入力する	• • • • • • • • •	p.01-19
12.Step6:事務所情報を入力する	• • • • • • • • •	p.01-20
13.Step7:申請情報を確認する	• • • • • • • • •	p.01-27
14.Step8: 到達確認をする	• • • • • • • • •	p.01-28



## 01.はじめに(登録講習機関/登録更新講習機関への登録を希望する皆様へ)

- ドローン情報基盤システムでは、登録講習機関/登録更新講習機関の新規登録申請、変更届出、休止届出、廃止届出、更新申請、申請状況確認、申請の取下げ、登録免許税の支払い、登録講習機関/登録更新講習機関の登録確認を行うことができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載しているよくある質問のページをご覧ください。



## 02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断(何も操作しない状態)されますと、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が漏洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある 1 マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。(スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。)
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施 しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、
   <u>国土交通省のホームページ</u>をご覧ください。
   ※リンクを押すと外部サイトが開きます。



# 03.登録講習機関/登録更新講習機関申請手続きフロー(1/5)

## アカウントの開設の開始

#### 利用規約に同意する

アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

### アカウントの開設に必要な情報を入力する

お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

#### 入力した情報を確認してアカウントを開設する

入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

## アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き登録手続き等を行う場合はドローン情報基盤システムにログインします。

## 2 個人アカウント/法人アカウントはどちらでもご利 用いただけます。

登録講習機 必要なもの	関/登録更新講習機	と関の新規登録に
	法人	
申請者の情報	<ul> <li>・ 法人名/番号</li> <li>・ 代表者の氏名</li> <li>・ 所在地</li> </ul>	<ul> <li>氏名</li> <li>フリガナ</li> <li>担当者部署名</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
事務所の情報	<ul> <li>事務所名</li> <li>所在地</li> <li>区分/業務の範囲</li> <li>(登録更新講習機関の場</li> <li>講習事務開始日</li> <li>電話番号</li> </ul>	昜合、"区分"のみ)
その他	・ ドローン情報基盤シス ・ gBizIDプライム(メン	テムのアカウント ·バー)アカウント



# 03.登録講習機関/登録更新講習機関申請手続きフロー(2/5)





# 03.登録講習機関/登録更新講習機関申請手続きフロー(3/5)





# 03.登録講習機関/登録更新講習機関申請手続きフロー(4/5)

## 登録免許税の納付用情報の通知

申請内容の確認が完了すると、登録免許税の納付用情報が申請者にメール 通知されます。 Pay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)又は東京国税局麹町

税務署に直接納付となります。

## 登録免許税の納付を開始

#### ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムに ログインします。

#### 申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認/取下げ/支払い」のボタンを 選択します。

#### 申請状況を確認する

申請状況一覧より、対象の申請について「支払選択」ボタンを選択 します。

#### 支払方法を確認する

支払い方法を選択します。

#### ★ご注意★

地方公共団体様など、一部の団体様については<u>登録免</u> <u>許税納付対象外となる</u>場合がございます。

対象となる方については、納付通知のメールを受領し ても支払いを行わないようご注意ください。

詳しくは<u>よくある質問</u>の「登録免許税納付対象外団体 について」をご確認ください。



# 03.登録講習機関/登録更新講習機関申請手続きフロー(5/5)

## 納付情報を確認する 収納機関情報等、納付に関する情報を確認します。 登録免許税を支払う Pay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)又は東京国税局 麹町税務署にて、登録免許税を支払います。 登録講習機関/登録更新講習機関登録証券行の通知 登録免許税の納付確認が行われ、登録講習機関登録証または、登録更新講 習機関登録証が発行されると申請者のメールアドレスにメールが通知され ます。 登録講習機関/登録更新講習機関登録証の受領 申請時に入力いただいた登録講習機関登録証または、登録更新講習機関登 録証が郵送されます。 無人航空機講習事務規定の送付 講習事務を開始する少なくとも1ヶ月前までに、航空局へ送付する必要が ございます。航空局が指定する方法で送付をお願い致します。





## 04.新規登録申請書作成~手続き完了までの流れ



本操作マニュアルでは、**手順①の<u>新規登録の申請実施方法</u>を示します。**手順②以降は、申請時に登録したメールアドレス宛に「登録免許税納付依頼」が届きますのでメール通知内容にしたがって順次、手続きを進めてください。

#### 注意事項!

登録免許税の納付対象外団体に該当する場合は、登録免許税の納付が不要となります。

登録免許税納付対象外の申請者へも、納付依頼通知が届きますが、納付されないようご注意ください。納付対象外団体の申請者の方に つきましては、国土交通省にて納付対象外の手続きをさせていただきますので、ヘルプデスクまでご連絡ください。

なお、納付対象外団体については、「<u>よくある質問・お問い合わせ</u>」の「登録免許税納付対象外団体について」をご参照ください。



## 05.登録講習機関/登録更新講習機関の新規登録に必要なもの

登録講習機関または、登録更新講習機関への新規登録には以下の情報を準備してください。

各種情報		項目
申請者の情報	<ul> <li>・ 法人名/番号</li> <li>・ 代表者の氏名</li> <li>・ 所在地</li> </ul>	<ul> <li>氏名</li> <li>フリガナ</li> <li>担当者部署名</li> <li>電話番号</li> <li>メールアドレス</li> </ul>
事務所の情報	<ul> <li>事務所名</li> <li>所在地</li> <li>区分/業務の範囲(登録更新講習機関)</li> <li>講習事務開始日</li> <li>電話番号</li> </ul>	関の場合は、"区分"のみ)
その他	<ul> <li>・ ドローン情報基盤システムのアカウン</li> <li>・ gBizIDプライム(またはgBizIDメン)</li> </ul>	ント バー)アカウント

※申請者情報のうち、法人名/番号、代表者の氏名、所在地については、gBizIDから取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。 変更されたい方は、事前にgBizIDの情報を変更ください。



# 06.新規登録申請のステップ

## ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施しましょう。



登録する登録講習機関/登録更新講習機関の事務所情報を入力します。

Step7:申請情報を確認する 入力した情報を確認して申請を行います。

Step8: 到達確認をする

登録講習機関/登録更新講習機関の登録申請された方へ確認のメールが 送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

#### 新規登録の申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、納付番号と納付用 URLがアカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

新規登録では登録講習機関/登録更新講習機関の申請者情報、登録講習機関/登録更新講習機関の情報が必要です。登録が必要な項目をマニュアルでご確認のうえ情報を手元にご準備ください。

こちらの手続きでは手続きの途中でgBizIDプライムによる本人確認が必要となります。gBizIDを取得されていない方は、事前に取得いただきますようお願い致します。本人確認の方法については、本人確認の方法のマニュアル「gBizIDによる本人確認の流れ」をご確認ください。

登録免許税の納付についてはマニュアル「登録講習機関/登録更 新講習機関の申請状況確認/取下げ/支払い方法」の「登録免許 税について」をご覧ください。納付の方法については「支払い方 法」をご覧ください認後には登録免許税。なお、クレジットカー ドによる支払いはできませんのでご注意ください。



# 07.Step1:ドローン情報基盤システムにログインする(1/2)



## <u>DIPS2.0トップページ</u>にアクセスします。

(<u>https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/</u>) ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際の IDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを 押します。

## 注意事項!

ログインをするにはドローン情報基盤システムのアカウ ントが必要です。アカウントを開設されていない方は先 にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。(例)ABC123456



# 07.Step1:ドローン情報基盤システムにログインする(2/2)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤シス テム2.0」のポータル画面の右上に登録されたア カウントの氏名が表示されます。

画面上部の「事業者用ページ」のボタンより手続 へ進んでください。



## 08.Step2:新規登録に進む(1/2)

ドローン情報基盤システム/Drone/UAS Information Platform System 2.0 (事業者用画面/Pages for business operators) 登録講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) — 登録講習機関の登録 申請状況確認/取下げ/支払い 新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。 新規登録には、本人確認書類、登録講習機関の情報が必要です。 また、新規登録の登録免許税の支払い手続きをすることができます。 また、登録済みの登録講習機関に対して新たに一等/二等の講習事務を行う場合 の申請も本メニューより行うことができます。 登録更新講習機関を希望する事業者の手続き (Japanese notation only) - | 登録更新講習機関の登録 申請状況確認/取下げ/支払い 新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。 新たに登録更新講習機関を登録することができます。 新規登録には、本人確認書類、登録更新講習機関の情報が必要です。 また、新規登録の登録免許税の支払い手続きをすることができます。 また、登録済みの登録更新講習機関に対して新たに一等/二等の講習事務を行う 場合の由請も本メニューより行うことができます。 登録方法の選択 STEP 06 STEP 04 STFP 01 STEP 02 STEP 03 STEP 05 登録方法選択 本人確認選択 申請者情報 事務所情報 申請情報確認 申請完了

登録講習機関を希望する場合、

登録講習機関メニューのページで、「登録講習機 関の登録」のボタンを押します。

登録更新講習機関を希望する場合、 登録更新講習機関メニューのページで、「登録更 新講習機関の登録」のボタンを押します。

※以降、登録講習機関を例に説明します。登録更 新講習機関を希望の方は、「登録講習機関」を 「登録更新講習機関」と読み替えてください。

登録方法を選択するページが開きます。



## 08.Step2:新規登録に進む(2/2)

## 新規申請の種類について

新規申請には、以下の2種類があります。

- ① 新たに登録講習機関を登録する
- ② 登録済みの登録講習機関の区分(一等無人航空機操縦士講習、二等無人航空機 操縦士講習)を追加する

※事務所の新規追加や登録済事務所の講習事務の追加に伴い、新たな区分(一等無人航空機操縦士講習、 二等無人航空機操縦士講習)が追加される場合は新規申請となり、登録免許税の支払いが必要となります。

※以下に該当する場合は、上記②の区分の追加を実施できません。

1.区分追加する登録講習機関の一等/二等ステータスの両方が「無効」状態である場合。

ステータスはメインメニュー「登録講習機関情報の確認」からご確認いただけます。

2.過去に行った変更届出の変更内容が登録情報へ反映されていない場合。

変更届出の変更内容は、審査が完了した翌日に登録情報へ反映されます。

※上記②の申請で、登録済みの事務所に対し、既存の区分の講習内容の変更はできません。 登録済みの事務所の、既存の区分の講習内容を変更する場合は、変更届出を行ってください。



## 09.Step3:登録方法を選択する(1/2)

## 登録方法を選択します。

戻る



すでに登録済み、かつ有効状態の登録講習機関が存在する場合のみ上記表示

①過去に登録講習機関/登録更新講習機関の登録がない場合(新 規登録)

登録方法から「WEB画面による登録」もしくは 「CSVファイルによる登録」を選択し、「次 へ」ボタンを押してください。

②登録済の登録講習機関/登録更新講習機関に区分変更を実施す る場合

登録済みの登録講習機関に対する区分の追加メ ニューより「区分(一等無人航空機操縦士講習/ 二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」を選 択し、

登録講習機関に新規登録から

登録方法から「WEB画面による登録」もしくは 「CSVファイルによる登録」を選択し、「次 へ」ボタンを押してください。

\*※登録済みの登録講習機関に対する区分の追加を選択した場合、登録情報一覧画面(次頁)が開きます。



# 09.Step3:登録方法を選択する(2/2)

## 区分追加の場合

		登録情	報一覧			
登録した登録調習 「選択」ボタンを打	2期の一覧が表示されています。 Pfすと、選択した登録調習機関の手続き	きを行うことが	できます。			
登録講習機関 コード	法人名/屋号	<ul> <li>一等無人航</li> <li>一等</li> <li>ステータス</li> </ul>	空機操縦士講習 有効期間満了日	二等無人航 二等 ステータス	空機操縦士講習 有効期間満了日	選択
	株式会社	有効	2025/08/14	無効		選択
		1				

登録済みの登録講習機関に対する区分の追加を選択した場合、下記の「登録情報一覧 画面」が表示されます。追加対象の登録講 習機関を選択し、先に進んでください。

追加対象の登録機関を確認し、「選択」ボタンを押してください。

本人確認方法を選択するページが開きます。





## 10.Step4:本人確認を行う

## gBizIDプライムによる本人確認を行います。

STEP 01 登録方法選択 本	STEP 02         STEP 03         STEP 04         STEP 05         STEP 06           內確認識板         申請者情報         事務所情報         申請代報確認         申請完了
本人確認方法選択	(● gBにDプライム (gBにDメンバー) (**) 管理団体・企業等の方は、あらかじめgBにDプライム、またはgBにDプライム作成後にgBにDメンバー を防導していただく必要があります。 こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、gBにDDのログイン薬面が表示されますので、ログイン認証
	を行ってください。 WgBにDエントリーによるログイン認証は不可となります。 gBにDプライムをまだ取得していない方は、 <u>こちら</u> を確認ください。(外部サイトが開きます)



「次へ」ボタンを押して、gBizIDプライムに よる本人確認を行ってください。外部サイト 又はアプリの説明に従って本人確認をしてく ださい。手順について<u>本人確認の方法</u>のマ ニュアルにも記載しています。

## 本人確認が完了すると、申請者情報を入力す るページが開きます。

# 🔮 国土交通省

# 11.Step5:申請者情報を入力する

## 登録講習機関の申請者情報を入力します。

STEP 01 登録方法選択	STEP 02 本人確認選択 申請者情報	STEP 04 事務所情報	STEP 05 申請情報確認	STEP 06 申請完了
登録講習機関の申請者情報 なお、各項目には、gBielDi	を入力してください。 に登録されている情報を初期値として入り	)しています。		
法人名/屋号、代表者の氏名	はよび所在地は、gBicIDに登録されてい	る情報から変更できまり	th.	
申請者情報				
法人名/座号	株式会社			
代表者の氏名				
		_		
所在地				
所在地 氏名 🚺	申請 太郎			
所在地 氏名 🚺 フリガナ 🗊	<ul> <li>申請 太郎</li> <li>シンセイ タロウ</li> </ul>			
所在地 氏名 <b>①</b> フリガナ <b>①</b> 担当ま部署名 <b>①</b>	申請 太郎 シンセイ タロウ			
所在地 氏名 ① フリガナ ① 担当者部署名 ①	申請 太郎 シンセイ タロウ ロロ部			
所在地 氏名 ① フリガナ ① 担当者部署名 ① 電話書号 ①	<ul> <li>申請 太郎</li> <li>シンセイ タロウ</li> <li>OO部</li> <li>0123456789</li> </ul>			
所在地 氏名 ① フリガナ ① 担当者部署名 ① 電話番号 ① メールアドレス ①	<ul> <li>申請 太郎</li> <li>シンセイ タロウ</li> <li>○〇部</li> <li>0123456789</li> <li>1234@xxx.com</li> </ul>			

入力に際し、gBizIDに登録いただいている情報が反映されます。

入力が完了したら「次へ」ボタンを押してください。 「事務所情報/受講場所情報の入力画面」が開きます。 ※最初に選択した登録方法により、遷移先の画面が異 なります。

- 「①Web画面による登録」を選択した場合は<u>こちら</u>
- 「②CSVファイルによる登録」を選択した場合は<u>こちら</u>
- ●「③区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人 航空機操縦士講習)の追加登録」を選択した場合 は<u>こちら</u>

ドローン情報基盤システム 操作マニュアル**12.Step6:事務所情報を入力する**①WEB画面による登録を選択した方



### ①WEB画面による登録を選択した方

	事務所情報入力
STEP 01 登録方法選択	STEP 02 STEP 03 STEP 04 STEP 05 STEP 06 本人確認選択 申請者情報 <b>中款所情報</b> 申請情報確認 申請完了
新たに登録する登録講習機 1つの事務所のみ通加する 複数の事務所を通加する場 下さい。(最大10件まで)	間の夢話所接頓を入力してください。 場合は、必要専環を入力の上「寧話所追加」ボタンを押し、「次へ」ボタンを押して下さい。 合は、申請する夢話所の数分、必要夢項の入力および「夢話所追加」ボタンの押下を行い、「次へ」ボタンを押して
事務所情報の入	<i>b</i>
事務所名 🚺	○○專務所
所在地 🕕	都運府県 市区町村・書地
区分/業務の範囲 🚯	<ul> <li>✓ 一等無人就立機操縦上旗習</li> <li>✓ 回転與約空機(マルチローター) 種類の限定解除:-</li> <li>●行方法の限定解理</li> <li>▲ 目前のほこ</li> </ul>
講習事務開始日 🕕	2022/08/02 📼 🛛
	事務所追加
申請者備考 🌗	造加取消
戻る	×~

「WEB画面による登録」を選択した方は、登録講 習機関の事務所情報を入力します。

事務所情報を入力後、「事務所追加」ボタンを押して、申請する事務所情報を追加してください。 「事務所追加」ボタンを押さないと、入力した内 容が申請内容に反映されませんので、ご注意くだ さい。

※登録更新講習機関の場合、「区分/業務の範 囲」は、「区分」のみの入力となります。

入力が完了したら追加した事務所を確認し、「次 へ」ボタンを押してください。申請情報確認の画 面が開きます。 ドローン情報基盤システム 操作マニュアル
 12.Step6:事務所情報を入力する
 ②CSVファイルによる登録を選択した方



### ②CSVファイルによる登録を選択した方



「CSVファイルによる入力」を選択した方は、登録講習機関の事務所情報を記載したCSVファイルをアップロードします。

「選択」ボタンを押して、あらかじめ事務所の情報を記載した指定のCSVファイルをアップロードしてください。

アップロードが完了するとアップロードしたCSV ファイル名が表示されます。

アップロードが完了したら「次へ」ボタンを押し てください。申請情報確認の画面が開きます。

※CSVファイルの入力内容に不整合がある場合は、 画面にエラーメッセージが表示されます。エラー メッセージ内容に従ってCSVファイルを修正し再 度ファイル選択して「次へ」ボタンを押してくだ さい。

# ドロ−ン情報基盤システム 操作マニュアル 12.Step6:事務所情報を入力する ③「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」 を選択した方

③区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操 縦士講習)の追加登録

「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航 空機操縦士講習)の追加登録」を選択した方は、 登録講習情報を入力します。



新たな区分(一等無人航空機操縦士調習/二等無人航空機操縦士調習)の追加が可能です。 登録済みの事務所に対して新たな区分の調習事務を追加したい場合には、「区分追加」を押した後、 検索領域より対象の事務所を選択し、追加したい項目にチェックを入れて「変更確定」を押して下さい。 新たな区分の調習事務を行う事務所を新規追加したい場合には「事務所追加」を押した後、 必要事項を入力の上、「追加確定」を押して下さい。



登録済みの事務所に対して新たな区分の講習事務を追加したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。

新たな区分の講習事務を行う事務所を追加したい場合には、こちらのボタンを押して下さい。



登録済みの事務所に対して新たな区分の講習事務を追加 する場合、「区分追加」ボタンを押して区分追加に必要 な項目を入力してください。(<u>【③-1参照</u>)

新たな区分の講習事務を行う事務所を新規追加する場合、 「事務所追加」ボタンを押してください。 (<u>【③-2参</u> 照<u>】</u>)

# ドロ−ン情報基盤システム 操作マニュアル 12.Step6:事務所情報を入力する ③「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」 を選択した方

## ③-1:区分追加を行う場合(変更内容入力)

「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」 ⇒「区分追加」(登録済みの事務所に対して新たな区分の講習事務を追加)ボタンを押した場合



「区分追加」ボタンを押すと登録済みの事務所情報が表 示されます。

※登録更新講習機関の場合、「区分/業務の範囲」は、 「区分」のみの入力表示となります。

区分追加に必要な項目を入力してください。

入力後、「変更確定」ボタンを押してください。



## ③-1:区分追加を行う場合(変更内容確認)

区分/業務の範囲 ● - 年年4人航空機禁解:1請第 回転翼航空機 (マルチローター) 運構の限定解除:- ● 日販賀航空機 (マルチローター) 運構の限定解除:- ● 回転翼航空機 (マルチローター) 運構の限定解除:- ● 回転翼航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:- ● 回転翼航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:: ■ 四転翼航空機 (ベリコブター) 種類の限定解除:- ● 日転異航空機 (ベルチローター) 種類の限定解除:- ● 回転翼航空機 (ベリコブター) 種類の限定解除:- ● 回転翼航空機 (ベリコブター) 種類の限定解除:- ■ 回転翼航空機 (ベリコブター) 種類の限定解除:- ■ 回転翼航空機 (ベリコブター) 種類の限定解除:- ■ 回転翼航空機 (ベリコブター) 種類の限定解除:- ■ 同転翼航空機 (ベリコブター) 種類の限定解除:: ■ 国和常航空機 (ベリコブター) 個式の限定解除:: ■ 国和常航空機 (ベリコブター) 個式の限定解除:: ■ 国和常航空機 (ベリコブター) 個式の限定解除:: ■ 国和常航空機 (ベリコブター) 個式の限定解除:: ■ 国本(ベリコブター) 個式の限定解除:: ■ 国本(ベーム) ■ 国和の限定保険:: ■ 国本(ベーム) ■ 国		
<ul> <li>□ 転翼航空機(マルチローター) 運賃の限定解除:・</li> <li>□ 転翼航空機(マルチローター) 運賃の限定解除: 並量25kg未満 飛行方法の限定解除: ● 目視内飛行</li> <li>□ 転翼航空機(ハリコブター) 種類の限定解除:・</li> <li>□ 転翼航空機(ハリコブター) 種類の限定解除: : # 25kg未満</li> <li>□ 飛行機 種類の限定解除: •</li> <li>□ 転翼航空機(ハリコブター) 種類の限定解除: •</li> <li>□ 回転翼航空機(ハリコブター) 種類の限定解除: •</li> <li>□ 転撃航空機(ハリコブター) 種類の限定解除: •</li> <li>■ 転貨航空機(ハリコブター) 種類の限定解除: •</li> <li>■ 転貨航空機(ハリコブター) ●</li> <li>■ 転貨航空機(ハリコブター) ●</li> <li>■ 転貨航空機(ハリコブター) ●</li> <li>■ 転貨航空機(ハリコブター) ●</li> <li>■ 転貨(ホリー)</li> <li>■ 転貨(ホリー)</li></ul>	区分/業務の範囲	✓ 一等無人航空機操縦士講習
<ul> <li>● 回転翼航空機(マルチローター) 連環の限定解除: 並量25kg未満 飛行方法の限定解除: ● 目視内飛行</li> <li>● 回転翼航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除: ・</li> <li>● 回転翼航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除: * 重量25kg未満</li> <li>● 不等無人航空機操縦士講習</li> <li>● 回転翼航空機(ベリコブター) 種類の限定解除: ・</li> <li>● 回転翼航空機(ベリコブター) 種類の限定解除: *</li> <li>■ 回転翼航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除: *</li> <li>■ 回転翼航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除: *</li> <li>■ 和行機 種類の限定解除: *</li> <li>■ 和行機 種類の限定解除: *</li> <li>■ 和行機 種類の限定解除: *</li> <li>■ 和行機 種類の限定解除: *</li> </ul>		回転翼航空機(マルチローター) 種類の限定解除:-
飛行方法の限定解除: ● 目視内飛行   回転異航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除::   回転異航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:: 重量25kg未満   一 元行機 種類の限定解除::   回転異航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除::   回転異航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除::   回転異航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除::   四転異航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除::   二 所行方法の限定解除::   日視内飛行   回転異航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除::   五丁物 単本  五丁物 単本  五丁物 単本  五丁本		✓ 回転翼航空機(マルチローター) 種類の限定解除:重量25kg未満
■回転開航空機(ヘリコプター) 複類の限定解除:- ■回転開航空機(ヘリコプター) 複類の限定解除: 並量25kg未満 予行機 種類の限定機除: #量25kg未満 ● <b>ご等無人航空機操縦士諸習</b> ■回転関航空機(マルチローター) 種類の限定解除:- ■回転関航空機(マルチローター) 種類の限定解除:- ■回転関航空機(ヘリコプター) 種類の限定解除: #量25kg未満 ● <b>回転関航空機(ヘリコプター) 種類の限定解除:</b> : 単位内飛行 ■回転関航空機(ヘリコプター) 種類の限定解除: #量25kg未満 予行機 種類の限定解除: #量25kg未満 ● 元行機 種類の限定解除: #量25kg未満 ● 元行機 種類の限定解除: #量25kg未満 ● 元行機 種類の限定解除: #量25kg未満		飛行方法の限定解除: 🖌 目視内飛行 👘 国間飛行
■ 回転翼航空機(ヘリコプター) 複類の限定解除: 亜量25kg未満 一般行機 種類の限定解除: ・ 一般行機 種類の限定解除: ・ ● ご等無人航空機操縦士講習 ■ 回転翼航空機 (マルチローター) 種類の限定解除: ・ ■ 回転翼航空機 (マルチローター) 種類の限定解除: ・ ■ 回転翼航空機 (ヘリコプター) 種類の限定解除: ・ 一般行方法の限定解除: ■ 目視内飛行 ● 屋間飛行 ■ 回転翼航空機 (ヘリコプター) 種類の限定解除: 重量25kg未満 ● 元行機 種類の限定解除: ■ 呈U5kg未満 ● 元行機 種類の限定解除: 重量25kg未満 ● 文字型		回転翼航空機(ヘリコプター) 種類の限定解除:-
<ul> <li>●飛行機 種類の限定解除:・</li> <li>●通行機 種類の限定機能: 重量25ke未満</li> <li>● 回転関航空機 (マルチローター) 種類の限定解除:・</li> <li>●回転関航空機 (マルチローター) 種類の限定解除:・</li> <li>●回転関航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:・</li> <li>●飛行方法の限定解除:●目視内飛行 ● 屋間飛行</li> <li>●回転関航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除: 重量25kg未満</li> <li>●飛行機 種類の限定解除:・</li> <li>●飛行機 種類の限定解除: *</li> <li>●</li> </ul>		□ 回転翼航空機(ヘリコプター) 種類の限定解除:重量25kg未満
<ul> <li>● 田田岡市立協(マルチローター) 種類の限定解除:-</li> <li>● 回転関航空機(マルチローター) 種類の限定解除:・</li> <li>● 回転関航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除:・</li> <li>● 低配関航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除:-</li> <li>● 低行方法の限定解除:● 目視内飛行 ● 屋間飛行</li> <li>● 回転関航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>● 飛行機 種類の限定解除:・</li> <li>● 飛行機 種類の限定解除:重量25kg未満</li> </ul>		- 飛行機 種類の限定解除:-
<ul> <li>✓ 二等無人航空機操縦士講習</li> <li>●回転翼航空機 (マルチローター) 種類の限定解除:・ ●回転翼航空機 (マルチローター) 種類の限定解除: 重量25kg未満</li> <li>✓ 回転翼航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:・ 飛行方法の限定解除:●目視内飛行 ✓ 屋間飛行</li> <li>●回転翼航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>● 飛行機 種類の限定解除:・ ● 飛行機 種類の限定解除: 重量25kg未満</li> </ul>		- 飛行機 種類の限定解除:重量25kg未満
<ul> <li>□ 回転翼航空機(マルチローター)種類の限定解除:</li> <li>□ 回転翼航空機(マルチローター)種類の限定解除: 重星25kg未満</li> <li>○ 回転翼航空機(ヘリコブター)種類の限定解除:・</li> <li>① 所行法の限定解除:</li> <li>□ 目現内飛行</li> <li>○ 昼間飛行</li> <li>□ 回転翼航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除: 重星25kg未満</li> <li>○ 飛行機 種類の限定解除: *</li> <li>○ 飛行機 種類の限定解除: *</li> <li>○ 飛行機 種類の限定解除: *</li> </ul>		✓ 二等無人航空機操縦士講習
<ul> <li>□ 回転契航空機(マルチローター) 種類の限定解除: 重量25kg未満</li> <li>○ 回転契航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除: - 飛行方法の限定解除: □ 目視内飛行 ○ 昼間飛行</li> <li>□ 回転契航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除: 重量25kg未満</li> <li>一 飛行機 種類の限定解除: - 飛行機 種類の限定解除: 重量25kg未満</li> </ul>		◎ 回転翼航空機(マルチローター) 種類の限定解除:-
<ul> <li>✓ 回転契航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:- 飛行方法の限定解除:● 目視内飛行 ✓ 屋間飛行</li> <li>● 回転契航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>● 飛行機 種類の限定解除:・ 一 飛行機 種類の限定解除:重量25kg未満</li> </ul>		回転翼航空機(マルチローター) 種類の限定解除:重量25kg未満
<ul> <li>飛行方法の限定解除:■目視の飛行 ✓ 屋間飛行</li> <li>回転翼航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>飛行機 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>無行機 種類の限定解除:重量25kg未満</li> </ul>		✔ 回転翼航空機(ヘリコプター) 種類の限定解除:-
<ul> <li>□ 回転翌航空機 (ヘリコブター) 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>一 飛行機 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>● 飛行機 種類の限定解除:重量25kg未満</li> <li>◆ 東行機 種類の限定解除:</li> </ul>		飛行方法の限定解除: 日視内飛行 <b>昼間飛行</b>
<ul> <li>● 飛行機 種類の限定解除: -</li> <li>● 飛行機 種類の限定解除: 重量25kg未満</li> <li>◆更見</li> </ul>		回転翼航空機(ヘリコブター) 種類の限定解除:重量25kg未満
<ul> <li>○ 飛行機 僅如の限定解除:重量25kg未満</li> <li>◆更見</li> <li>申請者備考 ●</li> </ul>		- 飛行機 種類の限定解除:-
変更現 申請者備考 ●		飛行機 種類の限定解除:重量25kg未満
申請者備考 🚯		変更可
A	申請者備考 🚹	

「追加・変更した事務所情報結果」に変更内容が 赤字で表示されます。

※登録更新講習機関の場合、「区分/業務の範 囲」は、「区分」のみの表示となります。

変更内容を確認後、「次へ」ボタンを押してくだ さい。

# ドローン情報基盤システム 操作マニュアル ● 国土交通省 12.Step6:事務所情報を入力する ③「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」 を選択した方

## ③-2:事務所追加行う場合(変更内容入力)

「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」

⇒「事務所追加」(新たな区分の講習事務を行う事務所を新規追加)ボタンを押した場合



# ドロ−ン情報基盤システム 操作マニュアル 12.Step6:事務所情報を入力する ③「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」 を選択した方

## ③-2:事務所追加行う場合(変更内容確認)

「区分(一等無人航空機操縦士講習/二等無人航空機操縦士講習)の追加登録」

⇒「事務所追加」(新たな区分の講習事務を行う事務所を新規追加)ボタンを押した場合

新たに追加した事務所		
事務所名		-
所在地	都進府県 <b>·</b>	
	市区町村・醤地	
区分 /業務の範囲	<ul> <li>✓ 一等無人航空機構報士講習</li> <li>✓ 回転與航空機 (マルチローター) 憧積の限定解除:- 飛行方法の限定解除: 目視内飛行 星閣飛行</li> <li>回転與航空機 (マルチローター) 憧積の限定解除:重量25kg未満</li> <li>回転與航空機 (ヘリコブター) 億種の限定解除:=</li> <li>回転與航空機 (ヘリコブター) 億種の限定解除:重量25kg未満</li> <li>飛行機 憧積の限定解除:-</li> <li>飛行機 憧積の限定解除:=</li> </ul>	
講習事務開始日	2022/08/18	
中請者備考 🚺		取消
戻る	次へ	

追加内容を確認します。

「追加確定」ボタンを押した後、確定した情報 は画面下部の「追加・変更した事務所情報」に 表示されます。

※登録更新講習機関の場合、「区分/業務の範 囲」は、「区分」のみの表示となります。

内容を確認後、「次へ」ボタンを押してください。



## 13.Step7:申請情報を確認する

## 入力した申請情報を確認し、登録申請を行います。

	申請情報確認
STEP 01 登録方法選択	STEP 02         STEP 03         STEP 04         STEP 05         STEP 06           本人確認選択         申請者情報         事務所情報         申請精報確認         申請完了
登録した申請者博報・事 入力内容に誤りがある場 <b>申請者情報</b>	務所得報を確認の上、「登録申請」ボタンを押してください。 合は、各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。
法人名/屋号	终式会社
代表者の氏名	
所在地	
氏名	申請 太郎
フリガナ	シンセイ タロウ
担当者部署名	00#
電話番号	0123456789
メールアドレス	1234@xxx.com
	中語者情報の修道

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある 「修正」ボタンを押して訂正してください。

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンを 押します。申請者として登録した方のメールアド レスに確認用メールが送信される旨のダイアログ が表示されるので、問題が無ければ「OK」ボタン を押します。

申請者として登録した方のメールアドレスに到達 確認のメールが送付されますので、すぐにメール を確認して到達確認の手順へ進みます。

※到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達 確認まで続けて操作してください。

※到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。



## 14.Step8: 到達確認をする



申請完了 STEP 01 STEP 02 STEP 03 STEP 04 STEP 05 STEP 06 登録方法選択 本人確認選択 申請者情報 事務所情報 申請情報確認 年間完了 新規申請の手続きが完了しました。 到達確認のメールを開きメールの宛先を確認しま す。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めて いる場合は到達確認用のURLを押してメールアド レスの認証を完了させます。

到達確認が完了すると申請操作完了となります。

申請内容に不備がある場合はアカウントに登録さ れているメールアドレスに通知させて頂くことが あります。

申請状況は申請状況一覧のページで確認できます。

## おつかれさまでした。これで登録講習機関の新規登録申請は完了です。